

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和8年2月24日（火）

午前9時30分開会、午後0時41分閉会

場 所 第2委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - （1）教育委員会関係
 - （2）保健福祉部関係
 - （3）こども未来部関係
 - （4）その他
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	田中	義法
副委員長	鈴木	一彦
委 員	吉田	千鶴子
委 員	勝田	達也
委 員	矢口	勝雄
委 員	福田	勝夫
委 員	平岡	房子
委 員	根本	法子

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（23名）

保健福祉部長
社会福祉課長

水田 和広
川村 明弘

障害福祉課長	白田 博規
高齢福祉課長	中山 悟
国保年金課長	武井 衛
健康増進課長	佐藤 千加子
こども未来部長	真家 達成
こども政策課長	細野 賢司
こども包括支援課長	直井 洋明
保育課長	塚本 富美代
教育長	入野 浩美
教育部長	加藤 史子
参事	中島 健一郎
教育総務課長	山口 晃一
学務課長	塚本 耕司
学校給食センター所長	渡辺 直子
生涯学習課長	矢内 良則
図書館長	武藤 修美
文化振興課長	佐賀 憲一
博物館副館長	関口 満
上高津貝塚ふるさと歴史の広場副館長	比毛 君男
スポーツ振興課長	日高 寿志
指導課長	郡司 茂樹

事務局職員出席者

主 幹 高橋 陽平

傍聴者（なし）

○田中委員長 ただ今から文教厚生委員会を開会いたします。本日の委員会においては、体調管理のために水分補給を許可いたします。本日は全員出席でございます。それでは、説明に入ります。説明の順番は教育委員会、保健福祉部、こども未来部となります。はじめに、教育委員会になります。議案関係に入ります。資料は、文教厚生

委員会、令和8年、2月24日開催、教育委員会をお願いいたします。はじめに、令和8年度土浦市一般会計予算（案）主要事業について、指名はいたしませんので、執行部より順次説明願います。

○**郡司指導課長** それでは、資料①の2枚目からとなります。下のページの66ページとなります。教育支援センター管理運営事業でございます。本事業は不登校児童生徒の多様な学びの場を確保するため、教育支援センターでの適応指導や学習支援に加え、センターの相談員を学校へ派遣し、センターと学校との連携を進め、教育支援センターの機能を強化していくもので、来年度は事業内容のとおり、支援センターでの受入学年を1年生まで拡充したこととともに、センター相談員を中学校だけでなく小学校へも派遣するなど学校と連携した早い段階での支援を行い、不登校の未然防止、早期対応を進めてまいります。つづきまして、67ページを御覧ください。地域スポーツ文化クラブ運営事業でございます。本事業はこれまで行われてきた部活動の教育的意義を継承、発展しながら、地域クラブ活動として地域に展開していくことで多様なスポーツ、文化芸術活動の体験機会や多世代の交流機会を創出していくもので、来年度は事業内容のとおり、令和8年10月より全ての休日の部活動を地域クラブ活動として開始するとともに、活動費の一部を受益者負担とし、地域全体で支える部活動改革を実行してまいります。今後も引き続き保護者、児童生徒、地域の方々に地域クラブ活動について広く周知し、多くの方々に参加、理解いただけるよう進めてまいります。

○**山口教育総務課長** つづきまして、68ページをお願いします。小学校施設大規模改造事業でございます。当事業は学校屋内運動場へ空調設備設置を推進するため、断熱化が進んでいる学校を先行して設計及び工事を行うもので、該当校は事業の概要のとおりでございます。その他の学校屋内運動場につきましても断熱化及び空調設備工事を順次進め、子供たちの学習生活環境を向上させるとともに、災害時の避難所としての機能向上を図ってまいります。なお、お手元に設置イメージを配付させていただいております。室内機1機につきまして、約100平方メートル分の性能を想定しているところです。つづきまして、69ページをお願いします。上大津地区統合小学校整備事業でございます。当事業は、学級数が適正規模に満たない上大津地区につきまして、適正配置実施計画に基づき統合小学校を整備するものでございます。令和10年4月の開校を目指して来年度早々に入札公告を実施し、整備工事を開始することにより、教育環境の整備と学校教育の充実を図ってまいります。なお、広報つちうら3月上旬号と地元学区内には全戸配布にて事業周知を行う予定でおります。内容につきましてはサイドブック스에登載しておりますので、後ほど御覧ください。つぎに、7

0ページをお願いします。小学校長寿命化改良事業でございます。当事業は令和2年度に策定した計画に基づき、ライフサイクルコストの縮減及び予算の平準化を図り、学校施設に求められる機能・性能の確保を目指すもので、来年度は事業内容のとおり各業務を進める予定でございます。今後も事業を着実に実施することにより、安心安全で持続的な学校施設と児童生徒の教育環境の維持確保を図ってまいります。

○佐賀文化振興課長 つづきまして、71ページをお願いいたします。文化振興課の指定文化財等管理事業です。事業の目的は文化財保存活用地域計画に基づき、本市の歴史文化遺産を守り、後世に伝承してまいります。来年度は日常的に管理が必要な指定文化財の所有者に対し引き続き管理公開の支援をするほか、文化財説明版の設置を行います。また、経年劣化等で修理の必要な市指定文化財、愛宕神社本拝殿の茅屋根について補助をするものです。

○比毛上高津貝塚副館長 つづきまして、72ページをお願いいたします。上高津貝塚長寿命化改良事業と上高津貝塚再整備事業になります。この二つの事業は同時期に並行して実施するため、一体のものとして御説明いたします。事業の目的は上高津貝塚ふるさと歴史の広場が開館から30年が経過し、施設や設備の面で老朽化が著しいことから、長寿命化改良工事を行うとともに、最新の研究成果を反映した内容に改装を行うものです。二つの事業は令和8年度から9年度の2か年で並行して実施し、工事期間中は休館となります。令和8年度は8月31日まで通常開館し、それ以後は事務室の引越し等を行う予定です。リニューアルオープンは令和10年度のゴールデンウィーク前を予定しております。長寿命化改良工事は建築、電気、機械の3分野で行います。主な内容としては、空調設備、エレベーター等の改修、照明のLED化などを行います。再整備事業では、縄文時代当時の上高津貝塚を復元した新たなジオラマや映像を制作するほか、1階ホールでは様々な歴史体験ができるような改装を行います。

○矢内生涯学習課長 つづきまして、73ページをお願いいたします。生涯学習課の公民館長寿命化事業についてでございます。市民の学習やコミュニティ活動の拠点となります地区公民館につきましては全体的に老朽化が進んでおり、文化活動や生涯学習活動が最適に行えるよう施設環境の確保と維持を図るため、長寿命化改修を計画的に進めるものでございます。事業の概要ですが、諸計画の策定後、令和7年2月に五中地区における公共施設の再編方針が示されました。その中で上大津公民館については、施設を複合化した上で増築と長寿命化改修することに決定し、現在は改修工事に向けた基本設計を作成しているところでございます。令和8年度の事業内容といたしましては、今年度からの継続事業として基本設計と実施設計を地域住民への説明や意

見聴取を重ねながら作成してまいります。今後の予定といたしましては、作成した基本設計、実施設計に基づき、令和9年度から増築改修工事に着手し、令和10年度の完成リニューアルオープンに向けて進めてまいります。

○関口博物館副館長 つぎに、予算の概要資料①の74ページをお願いいたします。博物館の市史編さん事業（新市史編さん）になります。事業の目的は、令和22年の市制施行100年に向け、新たな土浦市史の刊行事業を通じて、その成果を活力あふれるまちづくりや市民の郷土愛の醸成、そして、子供たちの教育にも生かしてまいります。来年度は長期的な市史編さん事業を円滑に推進するため、土浦市史編さん審議会を設置し、骨格づくりの年になります。新たな市史編さんに係る重要事項について教育委員会の諮問を受けて調査審議し、答申を行う体制を確立してまいります。

○田中委員長 何か質問等ございませんか。

○勝田委員 73ページの上大津公民館長寿命化計画で1点教えてください。埋蔵文化財の掘削工事41万2,000円を計上されていますけれども、場所はどこを掘削されるんですか。

○矢内生涯学習課長 現在この上大津公民館の建っている土地なんですけれども、一部借地がございまして、その部分に増築する計画がございます。増築する部分を掘り起こして基礎などを行う関係もありまして、そちらの土地に関しての調査になります。

○勝田委員 そうしますと、現在アスファルト敷きになっている駐車場部分をアスファルトを剥がしてやるということですか。

○矢内生涯学習課長 おっしゃるとおりでして、全体的ではないんですけれども、部何箇所か掘り起こして行うような調査になります。

○勝田委員 そうしますと、当時掘削の調査はしてなかったんですか。ここはアスファルトをやっていますので、建築しないときは必要ないんですか。

○矢内生涯学習課長 ちょっと正確な数字を申し上げられなくて、申し訳ございません。何メートル掘る場合にはこういう調査が必要になりまして、例えば上にアスファルトを敷くとかそういったときには、調査のほうは必要ないというふうになってございます。

○比毛上高津貝塚副館長 私のほうからもちっと補足をさせていただきます。上大津公民館ができた当時は古い時期のものなので、埋蔵文化財の有無の確認などまでは、当時としてはしていなかった可能性もございます。その意味も兼ねまして、現況のところも今回試し掘りということでさせていただきますが、当然ながらも埋蔵文化財がないときには本調査をする必要はございませんし、出てきた場合にはまた工事などと併せて調整をさせていただければと考えております。

○吉田（千）委員 御説明ありがとうございます。68ページの小学校施設大規模改造工事事業の件でございます。今年度の事業内容として、土浦市小学校から最後の土浦第二小学校までが断熱化、その後に工事が始まるということで、この順番というのは一斉にできるのか。あるいは、土浦小学校、東小学校など順番みたいなものがあるんでしょうか。

○山口教育総務課長 発注の時期なのですが、全部一緒に発注をかける予定でおります。ただ、その設置のスケジュールにつきましては、学校側とのスケジュール調整も出てまいりますので、少し前後が出てくる可能性がございます。

○吉田（千）委員 多少のずれはあるものの、ほぼ大体同時期にやれるという理解でよろしいですか。ありがとうございます。それから、70ページの長寿命化改良工事ということで、長寿命化ということは、この後の冷暖房には関係しない、長寿命化のみということでよろしいでしょうか。

○山口教育総務課長 校舎等に係る部分には該当はないのですが、下高津小学校、都和小学校、荒川沖小学校の体育館の長寿命化ですので、併せてエアコンの設置もする予定でございます。

○吉田（千）委員 こちらはもちろん長寿命化してからということですので、時期が違うということでございますね。大体いつごろになるのでしょうか。

○山口教育総務課長 長寿命化改良工事のほうは設計から施行まで3か年計画で実施しているところでございます。およそそのぐらいのスケジュール感ということになります。

○平岡委員 地域スポーツ文化クラブ運営事業ということで、来年度からですか。参加する費用の一部を受益者負担、ほかにピアノやスイミングなどを習っていれば当然その月謝は受益者負担ということなんですけれども。学校の部活動の延長上にあるこの事業ですけれども、ちなみにおよそ幾らぐらいの負担になりそうでしょうか。

○郡司指導課長 まず、地域スポーツ文化クラブ運営事業の地域クラブ展開のほうなのですが、こちらのほうは部活動の良さを継承しつつというかたちですので、部活動というかたちとはちょっと一線を画すものになります。新しい枠組みの中で、子供たちの活動を確保していくというかたちになっていくものです。御質問の会費のほうですが、国のほうからおよそこれが望ましいという指針が出されまして、その指針が月1,000円から3,000円という指針が出されました。本市におきましては、ブルーオーシャンのほうでは月2,000円の会費というかたちで説明をしているところ です。

○平岡委員 この2,000円もちょっと出すのは困難という御家庭も出てこないと言いきれないと思うのですが、その場合の対策はどのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○郡司指導課長 経済的困窮家庭の支援ということで、ブルーオーシャンのほうでは補助金等も活用しながら、一部活動費の補助をする方向で今考えております。

○平岡委員 まだその金額は決まっていらないということでしょうか。

○郡司指導課長 補助に関しましては申請をしているところでございますので、まだ確定はしておりません。

○平岡委員 お子さんの中には、要保護・準要保護のお子さんがいらっしゃると思うんです。こういう御家庭の場合はどのようになりますか。

○郡司指導課長 準要保護・要保護の御家庭のお子様に対しての補助というかたちで先ほどご説明させていただきました。一部こちらで補助をさせていただくというかたちです。説明が不十分で申し訳ございませんでした。

○矢口委員 ただ今の件で私からも伺います。個人負担の件が今議題になったと思うのですが、整理しないといけないなと感じたのは、今までのタイプ。要は学校内で行っていた部活動でも保護者の個人負担があったと思います。遠征するときの費用、それが今回こういうようなブルーオーシャンのようなかたちになってそれがどう変わったのか。個人負担の部分を改めて整理して御説明いただければと思います。

○郡司指導課長 委員御案内のとおり、部活動でも遠征又は個人負担でお願いしている消耗品等の費用等も入ってきております。こちらのほうの個人負担、来年度からの月2,000円というものですが、こちらのほうは指導員の報酬のほうに充てるようなかたちで今考えております。実際に例えば、それぞれの競技において消耗品ともなる物、個人で使う物、例えばスパイク又は靴、道具等に関しましては個人での御用意をお願いするかたちになっております。それ以外のもので、全体で使うボール等、また、石灰などに関しましてはブルーオーシャンのほうで整えながら活動をしていくかたちになっております。また、遠くへの遠征というものは基本的にはないかとは思いますが、練習試合等に関しましても保護者での送迎、例えば市内であるとか近隣の市町村である場合には、保護者の送迎も想定されるかと思っております。

○矢口委員 今の説明で分かりました。ただ、このことが十分に伝わっているかどうかというのは、不安というか分からないところもあるので、その説明はこれからも丁寧に行っていただくようお願いいたします。

○郡司指導課長 その点につきましては、十分に留意をしながら、周知をさせていただきたいと思っております。

○吉田（千）委員 66ページの教育支援センターの管理運営事業の件でお伺いをいたします。令和4年度の条例制定から始まって令和7年度まで開設をして動いてきてくださってる具体的なこれまでの流れ、そして、令和8年度は中学校への支援強化と小学校への相談員の派遣をしますよという、また、オンライン等も使ってやりますということですが、現在までの実績が分かれば教えていただければなというふうに思います。

○郡司指導課長 事業の概要につきましては記載のとおりとなりますが、本年度10月より教育支援センターの受入れ学年を小学3年生までだったものを小学1年生まで拡充したことで、現時点で小学1年生、小学2年生のほうも通室をしながら、支援をしているところであります。また、電話相談のほうですが、こちらのほうで不登校に関する電話相談も含めまして、小学校低学年の保護者からの相談のほうも件数としては多くなっているところであります。また、学校との連携、学校への支援ということで、今現時点で中学校への校内フリースクールのほうへ教育支援センターの相談員を週1回派遣しまして中学校への支援の充実、子供たちへの支援、先生方職員との連携、また、保護者との連携を今図っているところであります。次年度、小学校への相談員の派遣ではありますが、小学校のほうは学校事情でいろいろございますので、現時点での校内フリースクールというかたちにこだわるのではなく、小学校の児童、また、保護者、学校にとってどのような支援ができるか、また、どのようなかたちのものが良いかということを含めながら、支援の幅を広げていきたいと考えております。

○吉田（千）委員 なかなかちょっとナイーブなこともありますし、それぞれの子供たちの置かれている状況、御家庭の状況など、様々あるので苦労なさっているだろうなというふうに推測するところでございます。このいわゆる相談するところがありますよという、そのことを広く知っていただくということがとても大事なのかなと思っておりますが、その辺はどのようにして、こういうものをやっているよということが伝わるようになっているのかお伺いしたいと思います。

○郡司指導課長 確かに委員のおっしゃるとおり、広く市民の方々へ周知することがとても大切だと思っております。広報つちうら等でも定期的に御案内をさせていただいているところでもありますし、また、各学校を通して教育支援センターにつきましては周知をさせていただいているところであります。支援センターのほうへの相談ですが、実際、高校生を親に持つ保護者の方からも相談があったりしますので、そういった意味でも幅広く相談業務又は通室というかたちにつながられるように、今後も広く周知を丁寧に行ってまいりたいと思います。

○吉田(千)委員 窓口が広がって相談件数が増えてくると、それに対応する先生方、職員の方々が非常に大変な状況も出てくる可能性もありますので、そういった時には、随時そういうところをよく見直して、丁寧に事業を子供たちのためにしていただけたらなというふうに思いますので、何かあったらお話を委員長に通していただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○鈴木副委員長 今の支援センターの件で一つ心配なことがあって、今ちょうど高校入試受験前で調査書、これで欠席の日数がある一定数を超えると、調査書のほうに記載をして高校のほうに理由書などをつけるようなかたちになっていると思うんですけども、この教育支援センターを利用した回数、そういったものもその調査書の中に入ってくるのかどうか、その辺を教えてください。

○郡司指導課長 高校受験、また、進学に向けての中での欠席日数というところでの記載の部分が現時点で調査書等にはあるのが事実でございます。委員御質問の教育支援センターに通室した際の出席ですが、こちらのほうは欠席扱いではなくて出席扱いというかたちになっております。また、県のほうの動向ですが、将来的に調査書のほうに欠席日数や出席日数等に関する記載がなくなる方向で今検討がされているところであります。また、現時点では委員御案内のとおり、出席日数、欠席日数が多い場合には自己申告書というかたちで、自分はこのような理由で欠席が多かったけれどもこういうふうにごんばりたいという受験生本人の言葉で高校のほうにお伝えする場面があるというかたちでございます。子供たちにとって出席日数だけをもって受験に対して不利益にならないようなかたちで現在取り組んでいるところであります。

○田中委員長 ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、令和7年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)について、指名はいたしませんので、執行部より順次説明願います。

○山口教育総務課長 資料の2をお願いいたします。令和7年度土浦市一般会計補正予算(第8回)(案)についてでございます。1ページをお願いいたします。市立学校施設整備基金補正予算案についてでございます。本件は令和7年度収支見込みの余剰金を将来の学校施設改修等に要する費用の財源として積み立てるもので、当初予算を上回った基金利子分も合わせて歳入及び歳出予算の増額補正をお願いするものでございます。補正予算額は歳入として1億6,000万6,000円、歳出として5億1億6,000万6,000円を見込んでおります。なお、市全体で令和7年度収支見込みは約22億円歳入超過となっております。当基金のほかに、財政調整基金へ7億、公共施設等総合管理基金へ5億、こども未来基金へ5億円をそれぞれ積み立てる予定でございます。

ます。つぎに、2ページをお願いいたします。小中学校施設大規模改造事業補正予算案についてでございます。本件は国からの交付金が令和8年度から令和7年度前倒しで交付されることに伴い、歳入及び歳出予算の増額補正をお願いするものです。工事といたしましては、大岩田小管理諸室等空調設備更新、土浦二小屋内運動場棟断熱化及び空調設備更新、土浦六中管理諸室等空調設備更新を予定をしておりますが、今年度内の完了が見込めないため、来年度へ繰り越して実施する予定でございます。補正予算は総額歳入として3,556万8,000円、歳出として8,308万9,000円を見込んでおります。つづきまして、3ページをお願いいたします。上大津地区統合小学校整備事業補正予算案についてでございます。本件も国の交付金の前倒しに伴うもので、工事としては令和10年4月の開校を目指す上大津小学校整備のグラウンド舗装整備及び防災井戸やマンホールトイレ等の設置を予定しておりますが、今年度内の完了が見込めないため、来年度へ繰り越して実施する予定でございます。補正予算額は歳入として38万3,000円、歳出として118万8,000円を見込んでおります。つづきまして、4ページをお願いいたします。中学校受変電設備機器更新事業補正予算案についてでございます。本件も国交付金の前倒しに伴うもので、土浦六中のキュービクル更新工事を予定しておりますが、来年度へ繰り越す予定でございます。補正予算額は歳入として894万7,000円、歳出として2,657万6,000円を見込んでおります。つづきまして、5ページをお願いいたします。中学校長寿命化改良事業補正予算案についてでございます。本件も国交付金の前倒しに伴うもので、都和中長寿命化改良工事を予定しておりますが、来年度へ繰り越す予定でございます。補正予算額は歳入として3,698万2,000円、歳出として総額1億8,409万6,000円を見込んでおります。6ページをお願いいたします。中学校消防設備更新事業補正予算案についてでございます。本件も国交付金の前倒しに伴うもので、土浦二中の防火戸等更新工事を予定しておりますが、来年度へ繰り越す予定でございます。補正予算額は歳入として239万2,000円、歳出として総額809万1,000円を見込んでおります。つづきまして、7ページをお願いいたします。中学校屋外教育環境施設整備事業補正予算案についてでございます。本件も国の交付金の前倒しに伴うもので、土浦三中のグラウンド不陸解消工事を予定しておりますが、来年度に繰り越す予定でございます。補正予算額は歳入として549万5,000円、歳出として1,632万4,000円を見込んでおります。

○関口博物館副館長 博物館収蔵資料の2の9ページをお願いします。博物館収蔵資料オンライン公開事業についてです。補正の理由は、博物館がこれまで収集してきた収蔵資料をオンライン公開するための写真データ作成に係る撮影委託料について、文

化庁が募集する令和7年度文化芸術振興費補助金、第三次募集、博物館収蔵資料デジタルアーカイブ推進事業に補助申請したところ交付が決定されましたので、歳入予算について24万7,000円を増額補正するものです。

○田中委員長 委員の皆様、質問等ございませんか。

○矢口委員 1ページの学校施設整備基金について伺います。今回5億円が剰余金積立てということで結構大きな金額が積立てできることになって、正直良かったと思うのですが、この5億円の使い道はある程度こういう方向で使っていくというのを念頭に置いて積み立てるものなのかどうか。そこを教えてください。

○山口教育総務課長 現在も基金の運用をしておりますが、まずは来年度から始まる上高津小学校のほうに計画的に充当する予定であります。

○矢口委員 目前にこういった大きな事業があるということで、そのために今回5億円を積み立てるということですね。承知いたしました。

○吉田(千)委員 博物館収蔵資料オンライン公開事業、良かったなと思って伺っていました。国から決定をされたということで、この資料は今まで収蔵していたものということなんですが、主にこういったもので、大体ボリュームとしてはどのぐらい、時間にするとどのぐらいになるものなのか。もし分かれば教えてください。

○関口博物館副館長 まず、この写真撮影をした資料の内容でございますが、博物館に収蔵される資料の中で掛け軸、古文書、漆の食器です。また、火縄銃などを撮影しております。件数にしますと、70件になりまして、博物館のほうで外部からアクセスできるホームページを作成し、この3月末から公開というようなことで今進めておりますが、そちらに50件ほど公開できればということで搭載のほうを進めているところになります。

○吉田(千)委員 50件ということですが、楽しみに拝見していきたいなと思います。土浦市の文化、歴史、そういったものが肌感覚で感じられて、また、土浦市に足を運んでいただくチャンスにもなれば良いかなというふうに思います。

○鈴木副委員長 先ほどの吉田委員のところの関連で、オンラインの博物館に上高津貝塚は含まれていませんか。

○関口博物館副館長 こちらのオンライン公開事業のほうは、博物館で元々主体でやっておりますが、こちらには公開ということで、上高津貝塚の所蔵する資料、また、文化振興課で持っております指定文化財の関連資料の公開も一緒にということで進めているところになります。

○鈴木副委員長 非常にそのほうが有り難いのですが、是非そこから発展的な考えをしていただいて、せっかく子供たちにタブレットを配布してあるわけだから、校外学

習で博物館や貝塚に行かなくても、特に小学校の中学年くらいが良いかと思うので、本市の文化財にはこういうものがあるんだよというのを校外学習ではなくて教室の中でタブレットを使って、是非それを見せるような授業もどこかに学校現場で取り入れていただきたいと思います。

○**郡司指導課長** 鈴木副委員長からお話がありましたとおり、タブレットを活用してデータを活用するということ、大変効果的な学習につながるんじゃないかなと思います。郷土愛を育むところにもつながるかと思いますので、是非、学校と連携をしながら進めていけるように調整していきたいと思います。

○**鈴木副委員長** 事務手続上のことで私が分からないので聞くのですが、今回のように年度末土壇場で国からの前倒しの交付金があるというのが何年か続いているような気がするんですけども、それが原因での繰越しが6件ですか。そうすると、3月議会が終わってからになるのですが、入札からこの工事完了までの流れは工事によって違うんですが、こういった場合は完了までにどのぐらいの猶予があるのかなというところをちょっとお尋ねします。

○**山口教育総務課長** 国のほうの交付金なんですが、副委員長おっしゃるとおり、ここ十数年ぐらい慣例的に年末の国の補正予算のほうに各地方自治体への交付金が含まれておりまして、いつも3月の議会に補正予算を編成させていただいて、お認めいただいとまがないもので、次年度に繰越しということでやらせていただいております。ただ、繰り越したのものに関しましては、8年度内に執行できるようにスケジュールを組んで進めているところでございます。よろしくお願いいたします。

○**田中委員長** ほかにございませんか。

(「なし」という声あり)

○**田中委員長** つぎに、土浦市都市公園条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○**日高スポーツ振興課長** 資料の3をお願いいたします。なお、資料の3から12につきましては、12月の事前委員会で説明をさせていただきましたが、全庁的に施設等の使用料を見直したもので、それに伴う条例の改正となります。それでは、土浦市都市公園条例の一部改正について、御説明いたします。1の改正の趣旨でございますが、昨今の物価高騰及び人件費の上昇に伴う施設の運営経費の増加を踏まえ、受益者負担の適正化等を図るため、水郷プールの使用料を見直すことから、土浦市都市公園条例の一部を改正するものです。2の改正の内容でございますが、近隣のプールの使用料の現状を踏まえ、記載のとおり20%引上げをいたします。詳細につきましては、

別添の3—2、3—3、条例案及び新旧対照表を参照願います。3の施行日でございますが、周知期間を経まして令和8年7月1日から施行いたします。

○田中委員長 これに対して何か質問ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市立図書館条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○武藤図書館長 サイドブックス資料4をお願いいたします。土浦市立図書館条例施行規則の一部改正について、御説明いたします。改正の趣旨としましては、先のスポーツ振興課の土浦市都市公園条例の一部改正と同様であります。物価高騰及び人件費の上昇に伴う施設の運営経費の増加を踏まえ、受益者負担の適正化を図るため、図書館の使用料を見直すことから、条例の一部改正ほか文言の修正等を行います。今回の改正で4%の引上げとなります。施行日は周知期間を設けまして令和8年10月1日となります。詳細につきましては、資料4—2及び新旧対照表、資料4—3を御参照願います。

○田中委員長 何かご質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市立公民館条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○矢内生涯学習課長 資料5をお願いいたします。土浦市立公民館条例の一部改正についてでございます。こちらでも物価高騰や人件費の上昇に伴い公民館の使用料を見直すことから、本条例の一部を改正するものでございます。対象施設は記載の8館で、改正の内容は例にありますとおり、各公民館の諸室利用時間帯ごとに使用料を4%引き上げるものでございます。そのほか使用料の減免等に関する権限者の修正や文言の整理等を行います。詳細につきましては、資料5—2及び資料5—3を御参照願います。施行日は周知期間を経まして令和8年10月1日とするものでございます。

○田中委員長 何か御質問等はございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の6をお願いいたします。土浦市体育施設の利用に関する条例の一部改正について、御説明いたします。1の改正の趣旨でございますが、先ほどと同様となりまして、こちらは神立公園体育施設の使用料の見直しに伴う土浦市体育施設の利用に関する条例の一部を改正するものです。2の改正の内容でござい

ますが、こちらは消費者物価指数の上昇率を基に2020年を100としますと、2025年6月が111.7という動向を踏まえ、現行使用料設定時の物価水準との差を補正するため、記載のとおり10%の引上げをいたします。また、減免対象者の明記や損害賠償に関する規定の追加のほか条ずれの整理、文言の改正等をいたします。詳細につきましては、別添の6―2、6―3を参照願います。3の施行日でございますが、周知期間を経まして令和8年10月1日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等はありませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市運動広場条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 つづきまして、資料の7をお願いいたします。土浦市運動広場条例の一部改正について、御説明いたします。1の改正の趣旨でございますが、同様となりまして、こちらは南部地区運動広場の使用料の見直しに伴う条例の改正となります。2の改正の内容でございますが、こちらも消費者物価指数の上昇率を基に10%の引上げをいたします。また、減免対象者の明記のほか文言の改正等をいたします。詳細につきましては、7―2、7―3を参照願います。3の施行日でございますが、周知期間を経まして令和8年10月1日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等はありませんか。

○福田委員 水郷プールは大変もう人気になっているわけですね。今回の値上げの件ですが、市内での利用者について何か特典みたいものはないのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 市内の方に対しては、以前に市民優待券、こちらは一人1回につき100円割引というものを広報紙に付けて行っておりましたが、平成28年度のリニューアルオープン時に合わせて窓口販売から券売機による販売に変更したことから、市民優待券を廃止しております。現在は団体で20人以上の市民への割引があるような状況です。また、そのほか平成28年度から1回分お得になる回数券、こちら2シーズン有効となりますが、そういったのも販売をしているような状況です。

○福田委員 市民ですと、この団体は20人ということですね。これを例えば10人ぐらいまではその辺考慮はできないのでしょうか。

○日高スポーツ振興課長 20人以上ということで決めて行っております。

○田中委員長 ほかにございますか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市立武道館条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の 8 をお願いいたします。土浦市立武道館条例の一部改正について、御説明いたします。1 の改正の趣旨でございますが、同様となりまして、市立武道館の使用料の見直しに伴う条例の改正となります。2 の改正の内容でございますが、こちらも消費者物価指数の上昇率を基に 10 % の引上げをいたします。また、利用の許可の取消し等の規定の追加、減免対象者の明記のほか文言の改正等をいたします。詳細につきましては、8—2、8—3 を参照願います。3 の施行日でございますが、周知期間を経まして令和 8 年 10 月 1 日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市新治運動公園条例の一部改正について、執行部より説明願います。

(「なし」という声あり)

○日高スポーツ振興課長 資料の 9 をお願いいたします。土浦市新治運動公園条例の一部改正について、御説明いたします。1 の改正の趣旨でございますが、同様となりまして、新治運動公園野球場の使用料の見直しに伴う条例の一部改正となります。2 の改正の内容でございますが、こちらも消費者物価指数の上昇率を基に 10 % の引上げをいたします。また、そのほか文言の改正等をいたします。詳細につきましては、別添 9—2、9—3 を参照願います。3 の施行日でございますが、周知期間を経まして令和 8 年 10 月 1 日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○日高スポーツ振興課長 資料の 10 をお願いいたします。土浦市新治トレーニングセンター条例の一部改正について、御説明いたします。1 の改正の趣旨でございますが、同様となりまして、新治トレーニングセンターの使用料の見直しに伴う条例の一部改正となります。2 の改正の内容でございますが、こちらも消費者物価指数の上昇率を基に 10 % の引上げをいたします。また、文言の改正等をいたします。詳細につきましては、10—2、10—3 を御参照願います。3 の施行日でございますが、周知期間を経まして令和 8 年 10 月 1 日から施行いたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○田中委員長 つぎに、土浦市立土浦市民会館条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料１１をお願いいたします。土浦市市民会館条例の一部改正について。１番改正の趣旨はこれまでの施設と同様で、市民会館の利用料を見直すものです。２番改正の内容は市民会館の大ホール小ホールなどの利用料金を５％引き上げるものです。詳細につきましては、資料の２・３を御覧いただければと思います。３番の施行日は１０月１日とするものです。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市民ギャラリー条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○佐賀文化振興課長 資料の１２をお願いいたします。土浦市民ギャラリー条例の一部改正について。１番の改正の趣旨はこれまでの施設同様で、市民ギャラリー使用料を見直すものです。２番の改正の内容は市民ギャラリーの使用料、オープンギャラリー展示ギャラリー使用料を５％引き上げるものです。詳細につきましては、資料の２、３を御覧いただければと思います。施行日は１０月１日とするものです。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市史編さん審議会条例の制定について、執行部より説明願います。

○関口博物館副館長 土浦市史編さん審議会条例の制定について、御説明いたします。資料１３をお願いいたします。制定の趣旨として、令和２２年の市制施行１００年に向け新たな土浦市史の刊行を目指し、新市史編さんに関わり必要な事項を調査審議するため、土浦市史編さん審議会条例を制定するものです。審議会では、令和８年度に新たな市史編さんの考え方を示す市史編さん基本方針の答申や調査研究活動を実行するための専門家で構成する、仮称ですが、市史編さん委員会の組織構築などについて調査審議してまいります。審議会の設置と開催により長期にわたる新たな市史編纂事業を円滑に推進してまいりたいと思います。詳細については、条例案及び制定内容説明書を御参照願います。本条例の施行日は令和８年４月１日でございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、そのほかに入ります。土浦市立上大津小学校の校章デザインの決定について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 資料１４をお願いいたします。上大津小学校の開校に向けて、保護者や地域住民などで構成しております開校準備協議会で準備を進めておりました上

大津小学校の校章デザインがこの度決定しましたので、御報告をさせていただきます。新しい学校の校章デザインにつきましては、デザインを公募後、開校準備協議会及びその審査を付託されました総務部会で選定を進めてまいりました。決定となりました校章デザインは、2ページの別紙のとおりでございます。2ページのデザインでございますが、特徴としまして桜の花に上大津小学校の上の文字と市章を配置したもので、シンプルで分かりやすくイメージがしやすい。また、明るい未来や希望に満ちた印象を受けるデザインとなっております。資料のほうは1ページにお戻りください。公募結果及び選定までの経緯でございますが、公募のございました141件の校章デザインを総務部会におきまして、事前審査、1次審査、2次審査を行い、最終審査としまして開校準備協議会委員による投票を経まして選定を行いました。詳細は記載のとおりでございます。今後のスケジュールですが、市で決定しました校章デザインについて、表彰式の開催及び地域へのお知らせや市ホームページへの掲載により周知を図ってまいります。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市立上大津小学校の校歌の決定について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 つづきまして、資料15をお願いいたします。上大津小学校の校歌の決定について、続けて御報告をさせていただきます。校歌につきましては、校歌に入りたいフレーズを公募後、開校準備協議会で10個のフレーズを選定し、上大津にゆかりのあるアーティストに制作を依頼しました。決定となりました校歌は2ページのとおりでございます。2ページの校歌の歌詞でございますが、1番に現在の情景、2番に明日への期待、3番で未来への希望が歌われ、全体としまして新たな出発を思い描くイメージの校歌となっております。1ページにお戻りください。制作までの経緯でございますが、開校準備協議会で選出されました作詞家の山田将司氏及び作曲家の啼鵬氏に制作を依頼しまして、作詞家の山田氏が仮称するデモ音源の試聴、さらに五中生との御協力を得まして、校歌の合唱のデモ音源の試聴を行い、最終案としました。今後のスケジュールでございますが、市で決定しました校歌について、地域へのお知らせや市ホームページへの掲載により周知を図ってまいります。なお、本日、五中生徒によります合唱のデモ音源の1番のみということで、これから御試聴をいただきたいと思いますので、2ページの歌詞を御覧いただきながらお聞きいただきたいと思います。

(土浦五中生徒によるデモ音源の試聴)

○塚本学務課長 御試聴ありがとうございました。

○田中委員長 ありがとうございます。音源まで用意していただきまして、ありがとうございます。これに対して何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、令和7年度通学路安全点検の実施状況等について、執行部より説明願います。

○塚本学務課長 つづきまして、資料の16をお願いいたします。令和7年度通学路安全点検の実施状況等について、御報告をさせていただきます。近年の痛ましい事故を受け、通学路の一層の安全確保が重要でありますことから、土浦市通学路安全プログラムに基づきまして、学校から報告されます保護者などからの意見を集約した危険箇所において、国や県、警察、学校及び市関係者などで連携を図りながら、通学路の合同点検及び対策取組の継続実施を行い、児童の安全を確保しております。実施の方法でございますが、対策後の状況把握や必要な改善などに一定の時間を要するため、中学校区8ブロックを1年に2ブロックずつローテーションしながら進めております。令和7年度は、3番の表にございますとおり、定期点検を都和地区と新治地区の7か所、臨時点検は記載の9か所、合計16か所の点検を実施いたしました。点検内容の概要につきましては、2ページを御覧いただきたいと思います。2ページの1番の点検内容表の中ほどにございます進捗状況でございますが、取り得る対策が全て対応済みの箇所が4か所、対策内容は決定しており現在進行中のものが8か所、対策内容検討中のものが4か所というような状況でございます。点検箇所及び危険箇所の内容、対策内容等につきましては、3ページ以降に個表ございますので、こちらを御確認いただければと思います。また、2に記載のとおり、現在までの点検状況でございますが、点検箇所総数が251のうち対策箇所が230か所、対策の完了率は92%といった状況でございます。お手数ですが、資料1ページにお戻りください。令和8年度以降の点検につきましては、来年度は三中、六中地区の通学路の安全点検を実施予定であり、今年度以降は記載のとおりでございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○平岡委員 この件に関しての質問ではないんですけれども、横断歩道がとても消えかかっていて分かりにくい場所が結構市内、この通学路近辺でもあると思うんですが、これについての対策というのは、今後どのようにされるおつもりですか。

○塚本学務課長 まずはこちらの通学路安全プログラムにおきましては、保護者、地域の方からの意見を集約したものを学校から合同点検ということで挙げていただいて危険箇所を点検しておりまして、その中でも委員おっしゃるとおり、横断歩道が消

えかかっているという状況がございます。そちらの道路の管理者のほう、県であったり国であったりというところがございますが、皆で合同点検をした中で、そちらの安全対策を速やかにできるように、各管理者のほうで積極的にそういったのを進めておりまして、私どものほうとしましては児童の安全を第一に考えてございますので、それができるよう進捗管理を進めております。また、それとは別に、個別にそういった御連絡いただいた場合には、安全点検のこちらの私どもは返さずに直接、道路の担当課等に御案内をしまして対応の検討をいただいているという状況でございます。

○平岡委員 本当に子供たちが安全に登下校できるように、私たちも心を配っていきたいと思いますので、今後ともよろしく願いいたします。

○吉田（千）委員 教育部長にお聞きしたほうがいいのかな。今回、様々な施設の使用料、利用料、物価高騰によって値上げするという状況で、これは私は致し方ない状況なのかなというふうに思うのですが、皆さん同じように来た方にスムーズに窓口対応ができるようにしておいていただきたいなという思いがあります。物価が上がってしまっているから、これによって何か市として潤うまではないんだろうけれども、その辺はどうなのかという、その二つをお聞きできればなというふうに思います。

○加藤教育部長 吉田委員おっしゃるとおり、物価高とはいえ利用料が上がるということは利用者様のほうに負担が掛かることになります。今回の利用料の一斉値上げは、まずは、基本的な考えとして市の財政がとても厳しい状況があり、利用料も平成29年以降に上げていなかったというところもあって、その厳しい財政状況を補填するために市全体として市長自ら利用料を上げるということになっていきますので、教育委員会だけではなくいろいろな部署が一斉に考えております。それに当たりまして、二つ目の市民に対する負担ということについての周知期間をまずはある程度期間を持って御説明するという期間を設けるということで、4月1日ではなく10月というまでの期間を設けている状況でございます。また、利用料に当たっても様々な窓口のほうで御意見があると思いますが、そのことについてはしっかり説明できるように対応してまいりたいと考えております。まずは財政厳しき折ということを御理解いただいて、気持ちよく使っていただけるように対応していきたいと思います。

○吉田（千）委員 物価高騰の中、また、市の財政も大変厳しいところで縮減していかなければならないということを私は理解をしますが、なかなかそこら辺が今おっしゃっていただいたとおり、窓口の方々が大変な思いをすることもあろうかというふうに思いますので、その辺丁寧にやっていただければなと思います。

○田中委員長 ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。そのほか何か執行部からございませんか。

（「ございません」という声あり）

○田中委員長 委員の皆様から執行部に何かございませんか。

○福田委員 公民館の大規模改修で五中地区に至っては、議会でもう議決してますから。ただ、五中地区の地区長です。五中地区の地区長会から新設にしてほしいなど、いろいろ大きな要望がありました。それはもう議会で決定したわけですが、先立って、執行部の皆さんと五中地区の地区長会の区長さんと説明会があったんですね。その中でいろいろ説明があって、今日は順調にいくのかなと思ったんですが、最後の頃になって駐車場問題が出てきたわけです。それで、私が思うんですけれども、いずれにしても大規模改修に関わる部と課、まず市長公室、市民活動課、教育委員会から加藤部長さんがおいでになりましたけども。3つの部で5点にわたって要望書が地区長へ出されてるわけです。3つの部がバラバラではなくて、3つの部が合同で要望書に沿ってきちっと対応していただきたいと思うんですよ。何かそれぞれの部が説明したのではその統一見解といいますか、その辺が非常に大事だと思うんです。議会で決定した事項ですから。そういう点で、これは議会は議会で重いですから、それに当たっては五中地区の地区長の皆さんもいろいろ判断をしていただいて。ですから、私はここで大きな問題というか、きちんと説明すれば分かると思うんですけれども、私は駐車場問題をきちんと説明すれば良かったと思うんですよ。現状どのぐらいあそこは駐車できるのかというと、47台です。何台分ぐらいあれば大丈夫なんですかと利用者や関係者に聞いたんですけれども、70台分あれば十分だと言うんですよね。そういう点で、周辺の土地は畑ですが、地価はもうどんどん下がってますけれども。その辺も含めて説明会を開催する時にもっと調整をしていただいて、どんな質問が出てでもいいようなかたちに是非努力をしてもらいたいと思います。

○矢内生涯学習課長 まず、3部にまたがっているというお話の経緯を簡単に説明させていただきますと思います。公共施設の再編・再配置を行政経営課のほうでまとめておりまして、今回の五中地区につきましては前々から協議等を行って、令和6年度の中で五中地区全体の公共施設の見直しということで再編方針が令和6年度にある程度できまして、地区長さんを始めとする地域の方々に説明をさせていただいて、ある程度上大津公民館につきましては上大津支所を統合して、湖畔荘を廃止して、統合して、上大津公民館は増築して長寿命化するよという一定の方針を決めさせていただいて、それを地域の方に説明して納得いただいたと認識してございます。その中で私たち教育委員会の生涯学習課のほうで、実際に基本設計等を含めて増築と長寿命化の

方を引き継いだようなかたちになってございます。また、公民館のハード的な部分とか大きな制度的なものは私たち教育委員会が行っているのですが、実質の運用につきましては補助執行というかたちで市民生活部の市民活動課のほうが実際運用している。そういった3部がまたがるような状況になっていて、調整が必要になる状況が生まれている状況でございます。最初の方針の中で増築するということに伴って、駐車場は現在40台ぐらいだったところを複合化されるということも含めて70台必要になりますよということを地域の方々に説明をさせていただいていたところではあるのですが、地域の方々は今ある駐車場のすぐ隣に広げるものとずっとそのように考えておったところでございます。私たちとしてはちょっと言い訳に聞こえてしまうかもしれませんが、40台から70台に増やすことはもちろん必要と考えているんですけども、隣接者が必ず必要かどうかということも含めて土地の形状、土地の買収、整備費用なども鑑みまして、道路を挟んで反対側の五中の駐車場が台数も確保できるので最適だろうということで計画させていただきました。そういったものを地元の説明会で報告する予定ではあったんですけども、去年の7月頃に新築、建替えという請願が出てきまして、説明をする機会がちょっとタイミング的にずれてしまったということもございます。いずれにいたしましても駐車場に関しましては、丁寧な説明をしながら進めてまいりたいと思います。

○入野教育長 私の方から補足で説明させていただきます。対応のほうが福田委員からございましたとおり、複数部に分かれておりますが、従来から3つの部で庁内横断的に調整をしているところというふうに私は認識をしております。若干地元の方々の誤解を生じているような状況ではありますが、基本横断的に全庁で今後も引き続き丁寧に地元の意向を酌み取りながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、引き続き御支援をお願いしたいとそうように思います。どうぞよろしくお願い致します。

○矢口委員 今、子供たちが1人1台持つるタブレットの現状と今後についてお伺いしたいと思います。子供たちは毎日家庭に持ち帰っておりますけれども、まず導入して何年ぐらいになりますか。5年ぐらいになるのでしょうか。学校での使われ方、そして、現状の範囲からもっと活用してほしいなと思うところなのですが、今後どういう方向に進めていくのかということを計画があれば教えてください。

○郡司指導課長 まず、タブレットのほうですが、導入されまして5年目というかたちになります。現時点での活用の内容といたしましては、児童生徒の発達段階に応じたでございますが、調べ学習やタイピングの練習というところから始まりまして、自分たちの思考を共有する場面であったり、それを言葉や絵で書くだけではなくて、例

えばいろいろなソフトがございまして、C a n v a など新しいものが入ってきて、それを使って表現するようなかたちで今学校現場のほうでは活用をしているところがあります。今後のところでもございますが、現時点では先ほどの教育支援センターのほうでもございますが、相談の業務、つちまる相談室等も含めていろいろな相談のところでもタブレットという身近なものを使っての活用も含めて、学習においても例えばA I ドリルとかの活用も含めて自分で学習を進めていくといったところを考えております。学校現場のほうにおいてもそれぞれ教員のほうが授業に合わせて、また、自分たちの目の前の子供たちの実態に合わせて、いろいろな活用方法を進めているところでもあります。教育委員会といたしましても、活用事例を共有しながら、横の連携をとりながらいろいろな活用方法を進めてまいりたいと思います。

○矢口委員 今日このお話をさせていただいた背景は、以前、平岡委員が一生懸命ランドセルの重さのことで主張されたとおりなのですが、保護者の方とお話をすると、タブレットを家に持ち帰るのが結果的に充電のためだけじゃないかと。なかなか活用が十分されてないような感じに受け取られています。今後は家に持ち帰る意義、充電でだけでない意義を明確にしていかなないと保護者の理解も得られにくいですし、結果的に子供たちのランドセルの重さは新年度から新しいランドセルに変わってタブレットを入れる場所もきちんと設けられていますが、教科書とタブレットの両方を持ち歩くのが今後続いてしまうのは、やはりどこかで考えないといけないなというふうにも考えておりますので、今後の進め方の部分を十分に示していただきたいと思います。先ほど鈴木委員が言われたような活用が本当に望ましい部分もあると思いますので、是非そのところを今後見通しを示していただきたいなというふうに思います。

○郡司指導課長 家庭での活用意義につきましては、今後もしっかりと御家庭又は児童生徒のほうには周知をしていかなければならないかなと思います。現時点で教科書の在り方についても協議がされているところではありますけれども、教科書と併用していく中で課題をタブレットを通して出す又は提出するということも今後進めながら、実際にどのように家庭で活用するか、また、長期の休業中での活用も含めまして整理してしっかりとお示しできるようにしたいと思います。

○平岡委員 先ほどの通学路の安全点検のことと重なって、これは教育委員会でどうできる問題ではないということは重々承知でお話するんですけども、国道とか県道とかの広い道路、特に歩道があって縁石のあるところに非常に細くて背の高い草がかなり生えていますよね。本当にものによっては私なんかは姿が隠れてしまうぐらいの草、これ子供たちだったら本当にとっても危険だなあと思って見ているんですが、あれは教育委員会がどうできる問題ではない。道路管理課のほうにお願いしてい

くしかないと思うんですけども、予算的なこともあってなかなか道路の除草作業が行われないで、特に交差点辺りで見通しが悪くて危険な箇所というのが結構あるものですから、その辺も安全点検の中でよく御理解いただいて、何らかの対策をとっていかないと危ないなというふうに常日頃思っていますので、心の中に留めておいていただけると有り難いです。

○鈴木副委員長 今回の議会では条例の制定が6件あります。その中で文教厚生の間轄は2件。ただ、その他4件に対しても条例の制定というのは議会の一番の予算とともに一番の大事なお仕事なので、まず議案質疑でも何でもいいですから、自分のところの間轄外のところの条例もよく読み込んで理解をした上で、賛否を決めていただきたいというのは、私からちょっと委員の皆さんにお願いしたいところです。その中で、今回、議案第33号で市史編さん審議会条例の制定が私たち委員会でも審査することになっていて、1点お尋ねしたいところは、新しい条例を作ります、それとともに、土浦市特別職の間轄にあるものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正が議案としてセットになってきているということは、私たちも特別職の間轄にあるものの報酬及び費用弁償に関する条例をまず読まないといけないうんですけども、ちょっと私自身の勉強不足の間題になってしまいうのですが、市史編さん審議会委員の報酬を追加規定として設けるということですが、今までも市史はあるわけで、今までその市史編さん審議会条例というのはなかったのですか。

○関口博物館副館長 今回の市史編さん審議会条例の制定に向けてということでも上げさせていただいておりますが、今から50年前に土浦市史というものが刊行されておりますけれども、その時点ではこの審議会条例を制定していないということになります。

○鈴木副委員長 条例化されていない中で市史が編さんされた過去の間緯があつて、特別職の間轄にあるものの報酬及び費用弁償に関する条例に市史編さん審議会委員の報酬が入ってなかったから、追加するという理解でよろしいですね。

○関口博物館副館長 こちらのほうなのですが、過去にこの特別職の間費用のほうなのですが、市史編さんの委員ということでも月額でというものがあつたんですけども、それは審議会条例は制定せずに、委員の報酬だけ設定されていたというかたちになります。今回は月額というかたちではなく、1回ごとの会議に参加した場合の間費用ということでも設定させていただいております。

○鈴木副委員長 そうすると、今回は何年分を追加する作業になるのでしょうか。最初から全部作り直すわけではなくて追加する部分を直すだけなのか、それとも最初から作るのか。それによって市議会議員の報酬も違ってくるのかなと思うし、審議会は

あくまでも最終的に承認するだけで、過去に考古から近・現代の2までは作られていて、それをベースにして追加する作業で、そこはまた別なコンサルさんや学者さんたちが作業した中で、市史編さん審議会で最後チェックするようなかたちを描いているのかその辺を教えて欲しいです。

○関口博物館副館長　今回資料の1・3に市史刊行物の想定内容ということで上げさせていただきます。こちらの通史編1・2、別添1・2、資料編ということで、1から6まで市史調査報告書ということで上げさせていただきますが、こちらの刊行物の想定ということですが、これまでの市史は市史通史編ということで1冊、また民俗編1冊、図説土浦市史1冊、別添で土浦歴史地図1冊、資料編で土浦史資料集2・5冊などというようなものが過去に刊行されておりますけれども、今回新しい土浦市史ということで、新たに過去の成果も踏まえながら新たに編集、執筆等を進めていきたいというふうに考えております。それを進めるに当たっては、令和8年度にこの審議会という組織を作るということですが、計画としましてその次の年の令和9年度に専門家による土浦市史編さん委員会、仮称ですけれども、こちらを立ち上げて両輪のようなかたちで事業を進めていきたいということになります。それぞれ新しい刊行が終わるまでという計画で今考えているところになります。

○鈴木副委員長　これだけのものを見直しながら、加筆修正もあるんでしょうけれども、10人の中に学識経験者から市議会議員まで入っているこの10人の人では、1回会議に出て7,500円掛ける10人掛ける回数の予算では、到底この市史は編さんできないと思っただけの質問でした。ということは、市史は市史として別にしっかりした予算を組んで、それを作ってくださる学者の先生方には相応のお礼といいいますか、それができるだけの予算というのは次年度組んでくるという理解でよろしいんでしょうか。

○関口博物館副館長　委員からお話ありましたように、令和8年度の予算のほうは審議会のほうの委員の報酬ということですが、9年度以降については審議会の委員の報酬と別に、先ほど言いました専門の方々によってできる市編さん委員会、仮称ですけれども、こちらの報償費も別に予算化してということで事業を進めていきたいというふうに考えております。

○鈴木副委員長　それを聞いて若干安心をいたしました。実際に執筆作業に当たる先生たちは、ある一定の考え方が同じ人たちで構成されることを願います。というのは、皆さんも心当たりがあると思うんですが、別な歴史感を持つ方からいろいろ議会のほうにも歴史的な解釈の違いで各議員のところにそれぞれ来たように、例えば山ノ荘地区が過去にどこからどこまでだったんだと言われても私らは分からないですから。ど

の学説が正しいかも分からないと、その中でのああいった陳情が多くなると、非常に対処に困りますので、同じ歴史感を持つ方で同じような認識で作っていただきたいということは願いますので、その選定については十分に慎重にやっていただきたいと思いをします。

○関口博物館副館長 鈴木委員からありましたように、令和9年度に専門家や博物館の学芸員などもこちらに入ってというかたちにはなりますが、そこでの専門家の選定に当たりましては鈴木委員からありましたように、歴史の考え方なども調整しながら先生方を選んでいきたいというふうに思っております。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 なければ、教育委員会を終了いたします。お疲れ様でした。それでは、暫時休憩いたします。

(午前11時11分休憩)

(午前11時20分再開)

○田中委員長 それでは、再開します。保健福祉部を行います。議案関係に入ります。資料は保健福祉部をお願いいたします。はじめに、令和8年度土浦市一般会計補正予算(案)主要事業について、指名はいたしませんので、執行部より順次説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料1をお願いいたします。健康増進課から4つの事業を御説明いたします。まず、男性のHPVワクチン予防接種です。令和7年度から開始した市独自の任意接種で、男性のがんや感染症を予防します。令和8年度はこれまでの4価ワクチンに加え、より効果の高い9価ワクチンを追加し、小学校6年生から高校1年生の接種費用を全額助成いたします。広報紙、市ホームページほか学校の情報配信アプリを活用し、事業周知を図ります。つづいて、次のページをお願いいたします。妊婦へのRSウイルスワクチン接種で、新規事業です。妊婦さんが接種を受けることでおなかの中の胎児が免疫を獲得し、乳幼児期に掛かりやすいRSウイルス感染症を予防することを目的に、令和8年4月から法定接種として実施されます。妊娠28週から37週に至るまでに1回接種し、費用を全額公費負担いたします。妊娠届出時や妊娠中の相談支援の機会も活用し、周知をいたします。次のページをお願いします。成人歯科健康診査事業です。これまでの検診対象者の40歳を20歳から70歳までの10歳刻みの方に拡大し、虫歯や歯周病の早期発見、治療、また、定期的な歯科検診につなげ、市民の健康増進を図ります。対象者へは市から受診票をお送りし、協力歯科医院で検診を受けていただきます。次のページをお願いいたします。保健センターZEB化改修事業です。保健センターは築35年となり、施設の長寿命化について

断熱化、省エネ化を行うZEB化改修事業を併せて実施します。令和7年度はZEB化改修計画を策定、令和8年度は設計ZEBプランニング補助申請を委託実施し、今後、令和9年、10年度に工事の予定となります。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○福田委員 御説明があったRSワクチンウイルス接種の全額負担は多分県内でも全額負担というのではないと思うんですけど、ちょっとその辺を分かりましたらお願いします。

○佐藤健康増進課長 負担額につきましては定期接種、法定接種というところで、費用の徴収というのもできることにはなっているのですが、土浦市の場合には原則、全額公費負担をさせていただくこととしております。原則というところは、一部償還払い、例えば県外で接種を受けた場合などには償還対応をしております。その場合には公費負担額、上限額までの補助になりますので、その点若干自己負担が発生することがございます。

○矢口委員 一番最初の男性へのHPVワクチン予防接種事業について伺います。昨年の4月からこの事業が始まって、現在までの接種状況を教えてください。

○佐藤健康増進課長 すぐに数字が出ないので、後ほどお答えいたします。申し訳ありません。

○田中委員長 後ほどお願いいたします。ほかに何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、債権の放棄（高額療養費貸付金）（案）について執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料2の債権放棄について、高額療養費貸付金案を御覧いただきたいと思います。1の議案の趣旨としましては、高額療養費貸付金に係る債権を放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により議会の議決を求めるものでございます。これまで、令和6年12月議会、令和7年3月議会で債権放棄の議決をいただいておりますので、今回で3回目となります。2番目の債権の概要としましては、（1）債権の目的は、高額療養費の支払のため貸し付けたものになります。（2）債権の種類につきましては私債権となり、こちらの消滅時効の期間は債権発生の日から10年となります。今回、債権放棄する人数は、債務者人数で6人、前は14人でした。放棄する債権の総額としましては、213万8,000円でございます。放棄の理由としましては、当該債権の消滅時効期間の経過により今後の徴収が極めて困難であるため、債権を放棄するものでございます。今回、案件の全て本人が既に亡くなっており、相続人への対応になっております。債

務者番号1番、2番、3番、5番につきましては、再三にわたり支払い請求をしても応じてもらえない場合や相続放棄等により支払う意思がないことが明確になっているものでございます。また、債務者番号の4番、6番につきましては相続人自体が不明でございまして、債務承認書の送付により最終の支払意思確認をするも、連絡も支払も確認できないものということで、今回債権放棄をお願いするものでございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市国民健康保険税条例の一部改正(案)(子ども・子育て支援金関係)について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックスの資料3をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案について説明させていただきます。1の改正理由でございます。が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により令和8年度から子ども・子育て支援金制度が創設され、子ども・子育て世代向けの給付費用に充てることを目的に、全ての医療保険者が支援金を納付する仕組みが始まります。そのため、子ども・子育て支援金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の賦課基準に係る規定について、所要の追加を行うものでございます。2の改正内容でございますが、(1)としまして、子供・子育て支援分の所得割額、被保険者均等割額、18歳以上被保険者均等割額について規定するものでございます。これまでの本市の国民健康保険税の賦課方式は基礎分、後期高齢者支援分、介護分、それぞれ所得割と均等割の2種類を賦課しておりましたが、子ども・子育て支援分につきましては新たに18歳以上均等割という項目が設定されております。これはこの制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の負担が増えないよう、18歳未満の被保険者の均等割については全額軽減する措置が講じられます。その減額した分については18歳以上の被保険者に上乗せして賦課することになるため、18歳以上均等割という項目が設けられたものでございます。なお、今回の改正に当たりましては、昨年12月23日に土浦市国民健康保険運営協議会へ諮問し、審議を得て本年1月29日に子ども・子育て支援分の税率について、所得割0.24%、均等割2,100円、18歳以上均等割100円に設定する旨の答申をいただいております。(2)としまして、子ども・子育て支援分に係る低所得者への軽減措置及び未就学児への軽減措置を規定するものでございます。(1)の税率の設定に伴いまして、子供・子育て分の保険税について、低所得者の軽減、未就学児の軽減を規定するものでございます。軽減の詳細につきましては、表に記載のとおりとなっております。この所得者軽減につきましては18歳以上均等割にも適用される予定ですが、先ほど(1)で御説明いたしま

した18歳未満の被保険者の均等割額が全額軽減される規定とともに、地方税法施行令の一部改正に伴う内容となるため、後程サイドブックの資料5の土浦市国民健康保険税条例の一部改正案の専決処分についてで御説明いたします。施行日等につきましては令和8年4月1日から施行することとし、改正後の規定については令和8年度以後の年度分の国保税について適用し、令和7年度以前の年度分の国保税については従前の例によるとするものでございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料4をお願いいたします。土浦市医療福祉費支給に関する条例の一部改正について、御説明いたします。今回の改正理由ですが、令和7年度の税制改正により県の医療福祉対策に関する要領等の改正を受け、医療福祉費支給制度の円滑な推進を図るため、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度に係る支給制限対象となる所得額に関する規定等を改正及び追加するものでございます。改正内容ですが、特定親族特別控除が追加されたことにより、ひとり親家庭及び重度心身障害者医療福祉制度の所得判定においても特定親族特別控除に相当する額を控除するものでございます。施行日は令和8年4月1日からの適用でございます。2ページ以降は新旧対照表となっております。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、報告事項に移ります。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案の専決処分について、執行部より説明願います。

○武井国保年金課長 サイドブックの資料5をお願いいたします。土浦市国民健康保険税条例の一部改正案の専決処分について、御説明いたします。1番の改正の理由でございますが、国民健康保険税負担の公平性の確保及び中低所得層の保険税負担の軽減を図る観点から賦課限度額を見直すとともに、経済動向等を踏まえて保険税軽減の対象世帯に係る所得判定基準を見直す予定となっております。また、先ほど議案のところで説明させていただきましたが、令和8年度から課税される子ども・子育て納付金税額についての減額規定の整備のため、地方税法施行令の一部が改正される予定でございます。このことを受けて、土浦市国民健康保険税条例においても所要の規定の整備が必要となることから、条例改正を行うものでございます。例年、地方税法施行令の一部改正に基づく条例改正につきましては政令の公布が3月末頃になるため、3

月議会定例会の提出が間に合わないことから、専決処分にて制定しております。今回の改正につきましても、例年同様、交付が３月末ごろ、もしかしたら４月以降となる予定でございますので、専決処分をさせていただきますことを御了承願いたいと思います。２番の改正の内容でございますが、限度額につきましては、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の３項目あるうちの基礎課税額の限度額を６６万円から１万円増額し、６７万円に改正し、新たに子供・子育て支援納付金課税額の限度額を３万円に規定するものでございます。また、（２）の均等割減額の適用範囲の拡大につきましては、７割軽減、５割軽減、２割軽減の３項目のうち、５割軽減及び２割軽減の適用範囲をそれぞれ拡大するものでございます。表に記載のとおり、・５割軽減では加算額を３０万５，０００円から５０，０００円増額し３１万円に、２割軽減では加算額を５６万円から１万円増額し５７万円にそれぞれ増額するものでございます。（３）子ども・子育て支援納付金課税額の１８歳以上被保険者均等割額の軽減規定の追加でございます。先ほど御説明いたしました子ども・子育て支援分の１８歳以上均等割額について、表に記載のとおり低所得者に対する軽減措置を規定するものでございます。つぎに、（４）としまして出産被保険者に対する減額について、１８歳以上均等割額の規定を追加するものでございます。現在出産した又は出産を予定している被保険者については、出産日が属する月の前月から翌々月までの４か月国民健康保険税が免除されます。この規定に１８歳以上均等割に対する減額規定を追加するものでございます。つぎに、（５）１８歳未満被保険者に対する子ども・子育て新納付金課税額の被保険者均等割の減額規定の整備でございます。先ほど御説明いたしましたが、この制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、子供がいる世帯の負担が増えないよう、１８歳未満の被保険者の子ども・子育て分の均等割については全額軽減されます。その減額規定を新設するものでございます。施行日につきましては令和８年４月１日から施行、適用区分はこの条例の改正後の土浦市国民健康保険税条例の規定は令和８年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和７年度以前の年度分の国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 なきようなので、その他に移ります。発達障害啓発週間での啓発活動について、執行部より説明願います。

○白田障害福祉課長 資料は資料の６発達障害啓発週間での啓発活動についてになります。昨年度も実施いたしました世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間及びこれ

に關します本市の啓発活動の御案内になります。資料の1枚目は、世界自閉症啓発デーと発達障害啓発週間の啓発資料でございます。世界自閉症啓発デーは国際機関が定めました記念日のうちの一つで、毎年4月2日を世界自閉症啓発デーとして国連が定めたものになります。これを受けまして、本国におきましては日本実行委員会が組織されまして、毎年4月2日から8日を発達障害啓発週間として自閉症を始めとします発達障害に関する啓発活動が行われております。資料の2枚目の青色を基調に作成されてます資料は発達障害啓発週間の茨城県内での様々な活動を茨城県自閉症協会がまとめたもので、本市のほか茨城県等5つの市におきましてブルーライトアップが行われます。本市は土浦駅の西口側になります、うらら大屋根広場ペデストリアンデッキ、スカイリング、シースルーエレベーターの3か所で啓発週間の期間中、毎日午後5時から8時までブルーライトアップを行います。これらにつきましては、本市の広報誌や市ホームページに掲載いたしまして発達障害について広く周知を図ってまいります。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市新型インフルエンザ等対策行動計画改定について、執行部より説明願います。

○佐藤健康増進課長 資料7をお願いいたします。インフルエンザ等対策特別措置法に基づき平成27年に策定しました本市計画について、政府計画、県計画の改定を受け、この度改訂いたしました。行動計画に基づく対策により感染拡大を可能な限り抑制し、市民の健康や生活、経済に及ぼす影響を最小限にとどめることを目的としています。計画書の構成は3番のとおりです。4番の現計画との変更点につきましては、①平時の準備の充実、②対策項目の拡充、以下5番まで取組を強化したものとなっております。本編と概要版のほうをサイドブックのその他の資料フォルダのほうに掲載させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。そのほか何か執行部からございませんか。

○佐藤健康増進課長 先ほど矢口委員からお問合せいただきました男性のHPVワクチンの今年度の実績についてお答えします。令和7年12月末現在で、接種が3回必要になりますが、1回目の終了者が52名、対象者約2,900名のうちの1.7%

の方が受けていただいております。2回目接種が49名、3回目接種して完了している方が5名という実績になっております。

○矢口委員 対象2,900とおっしゃったのは、その予算上2,900名分とってあるということでしたか。

○佐藤健康増進課長 小学校6年生から高校1年生相当男子の人数になります。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「ございません」という声あり)

○田中委員長 委員の皆さんから執行部に何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 特にありませんので、以上で保健福祉部を終了いたします。お疲れ様でした。執行部の入替えをお願いします。

(執行部入替え)

○田中委員長 再開します。こども未来部を行います。議案関係に入ります。資料は、こども未来部をお開きください。はじめに、令和8年度土浦市一般会計予算(案)主要事業について、御指名はしませんので、執行部より順次説明をお願いいたします。

○細野こども政策課長 令和8年度予算概要の31ページをお願いいたします。結婚支援事業について御説明をいたします。本事業は、晩婚化や未婚率の上昇、出生数の減少といった近年深刻化している社会的課題に対応するため、新年度より新たに実施する結婚支援事業でございます。本事業では、婚活イベントやセミナー等を通じて結婚を希望する独身の方々に出会いの機会を提供し、婚活の活性化及び結婚に対する意識の向上を図ることで、婚姻数の増加につなげていくことを目的としております。なお、事業の実施に当たっては、民間事業者の専門的なノウハウを活用するため、業務委託により実施いたします。事業内容としては、婚活イベントの開催やセミナーの企画運営、マッチング支援、さらには、イベント終了後のフォローアップまでを一体的に行うことでより効果的な出会いの場を提供し、結婚に対する意識の醸成を図り、これにより婚姻数の増加が期待されるものと考えております。つづきまして、32ページをお願いいたします。保育所等紙おむつサブスク助成事業でございます。本事業は、保育所等が導入している紙おむつのサブスクサービスの利用料の一部を市が助成するものでございます。紙おむつのサブスクとは、保護者が契約した業者に定額料金を支払うことで紙おむつが保育所に届き、必要なだけ使えるというものでございます。利用料の助成事業を行うことにより、子育て家庭の経済的負担を軽減するとともに、登園時の紙おむつの持参や補充1枚ごとに名前を記入するといった日々の手間や心理的な負担を和らげることを目的として新たに実施するものでございます。助成の内

容につきましては、紙おむつのサブスクに係る月額利用料の2分の1を市が助成し、上限は月額1,200円とする予定でございます。対象となるのは、市内の保育所等で当該サービスを導入しており、かつ、そのサービスを利用している児童の保護者の方々でございます。この事業により紙おむつのサブスクサービスの導入及び利用がさらに進むことで、保護者の準備や経済的負担の軽減、また、保育施設の業務負担の軽減が図られ、家庭と保育現場の双方にとって有益な取組となることが期待されております。また、子育てしやすい環境の整備にもつながるものと考えております。

○塚本保育課長 33ページをお願いいたします。乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度は、新年度からの新規事業でございます。本事業は、全ての子供の健やかな育ちを支援し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず全ての子育て家庭への支援強化を図るものでございます。対象は保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満までの未就園児で、月10時間以内で時間単位の利用が可能となっております。新年度は認定こども園土浦幼稚園において実施し、利用料は1時間300円でございます。本制度により子供の成長機会の充実と保護者の孤立感の解消や育児負担の軽減が期待されます。

○直井こども包括支援課長 37ページをお願いいたします。不妊治療費助成事業でございます。この事業は継続で、令和7年11月に開始した事業であります。不妊治療のうち、医療保険が適用される体外受精等の生殖補助医療と併せて実施する保険適用外の先進医療に対する費用の一部を助成することで、妊娠を望み不妊治療に取り組む御夫婦の経済的な負担を軽減し、治療の選択肢を増やすものとなります。助成金額は1回の治療に対し上限4万円で、治療開始日に妻の年齢が40歳未満の方は通算6回、43歳未満の方は通算3回までの治療について助成をするものでございます。つきまして、38ページをお願いいたします。5歳児健康診査事業、新規事業でございます。集団生活が始まり、言語の理解能力や社会性が高まる5歳という時期は、従来の3歳児健診までには気づかれない発達障害などの認知する時期でもあります。本市では5歳児を対象に健康診査を行い、個々の発達状態や特性を確認し、適切な相談支援につなげることで、幼児期の健康の保持増進と就学に向けた不安の解消を図ります。具体的には月2回集団健診で実施したいと思っております。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○吉田（千）委員 3点ほどあるのですが、まず結婚支援事業でございますが、外部委託ということで、これは目標として年に何組ぐらいの成婚を考えられておられるのか伺います。

○細野こども政策課長 参加者数や参加者の満足度、マッチングの成立状況ということがございますが、なかなか実際イベントに参加しても成婚に至るまでというのはなかなかハードルが高いものではないかと思っております。複数回のイベントを開催しまして、大体1回当たり四、五十名の参加を見込んでおります。今回の事業については、イベントを開催することだけではなくて、イベント終了後の相談事業まで実施する予定ですので、できるだけ多くの方に結婚に対する意識の醸成というのを図りまして、成婚につなげていきたいと考えております。

○吉田（千）委員 目標というのはとても大事なのかなと思いますので、年に何組はちょっと頑張れるかなというそういったところも、依頼先とともにお話していただくことが良いのかなというふうに思った次第でございます。つぎに、紙おむつのサブスクリプションなんですけれども、現在取り組んでいるところの施設はどこなのか教えていただければと思います。

○細野こども政策課長 この事業を企画するに当たりまして、市内の保育施設の方にアンケートをとりました。市内の保育施設、認可保育園、また、認定こども園全部で55の施設がございます。紙おむつを利用している方というのは、0歳、1歳、2歳。2歳から紙おむつを外すトレーニングというのが始まりますので、この0歳、1歳、2歳の保育を実施している施設というのが全部で36の施設がございます。この中で、現在サブスク事業というのを導入しているところというのが全部で11施設がございますが、サブスクを現在導入していない施設につきましても、この事業の趣旨をよく理解していただくために、こちらのほうから説明のほうを丁寧にしていきたいと考えております。

○吉田（千）委員 本当にとっても喜ばれる事業だなというふうに思っております。36施設のうちの今11施設がやってることなので、そのほかにもこういう声がしっかり届いて使っていただければなというふうに思った次第でございます。よろしくお願いします。それでは、最後ですけれども、こども誰でも通園制度につきましてお伺いをしたいと思っております。申込はオンラインでもできるような方法もあるということではよろしいのでしょうか。

○塚本保育課長 実際には、インターネットを利用しての事前申込というかたちをとらせていただく予定でございまして、詳しくはこの後の条例制定の際に御説明させていただければと思うのですが、もしくは今回先に御説明させていただきませんか。

○吉田（千）委員 後で結構です。このこども誰でも通園制度は0から2歳までが利用できるということで、4月の時点ではお子様が2歳でございますが、途中3歳の誕生日を迎えた状況ができたときにはどのように考えておられるのかお伺いします。

○塚本保育課長 国においては3歳未満児ということで設定されておりますので、誕生日の前々日までが利用可能な日にちとなる予定でございます。

○吉田(千)委員 前々日までということは途中でこれが利用できなくなるという現状があるという理解でよろしかったですか。

○塚本保育課長 そうですね。誰でも通園制度自体は3歳未満児というかたちなので、この制度自体は利用が不可能になるんですけども、そのほかに一時保育という事業もございますので、そういったお子さんに関しては一時利用を修学前まで利用できますので、非定型や育児疲れといった理由でも利用は可能ですので、そういったことで御案内していければと思っております。

○吉田(千)委員 一時預かりという保育のそういうシステムがあるのでそちらでということで、その辺がスムーズに利用ができる。なかなか一時保育で預かってもらえるのが大変というような声も以前ちょっと聞いたこともございましたので、その辺本当にスムーズに移行ができるようお願いしたいということを要望しておきたいと存じます。

○塚本保育課長 3歳児以降は例えば就労とかの要件がなくても、幼稚園等や1号保育の認定こども園も可能ですので、そういったところに預ける方が多いということもあって3歳未満というかたちになってますので、そういったことも含めて周知をしていきたいと思っております。

○福田委員 今の吉田委員の関連なんですけども、制度を利用する人数などは大体予測されているのでしょうか。

○塚本保育課長 なかなか予定のほうは見込みは難しいところではあるんですが、令和7年3月に策定しました土浦市こども計画、こちらのほうで想定人数を見込んでおりまして、令和8年度の見込み数に関しては262名を想定しております。こちらは、令和8年度の0歳から2歳児の人口から算出した数字でして、令和11年度まで同様な数字を見込んでおります。ただし、10月に鹿嶋市のほうを事前視察というかたちで実際のほうの現場を見させていただいて、勉強会をさせていただいたのですが、鹿嶋市さんの場合は人口的には土浦市の半分ぐらいなんですけれども、7月から事業開始しまして3か月間で登録が37名、実利用人数が11名というかたちでのスタートを切っているようでございます。ですので、徐々に知名度が上がっていけば、利用人数のほうは増えていくかと思っておりますので、年度当初に関しては土浦幼稚園を見込んでおりますけども、その需要が増えた場合には、まずは公立のほうの一時保育の事業をやっております荒川沖や神立のほうで事業を含めて広げていきまして、民間の保育施

設に関しても事業の趣旨を理解していただいて、徐々に広めていきたいとは考えております。

○田中委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市立認定こども園条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 保育課から今回6件の条例改正を上程させていただいております。そのうち認定こども園条例の一部改正を含めまして、本件につきましては12月の事前文教厚生委員会において、各料金の改定について御相談をさせていただいた案件となります。改めて議案上程に当たりまして御説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、資料2をお願いいたします。土浦市立認定こども園条例の一部改正案について、御説明いたします。はじめに、1の改正の理由でございますが、2点ございます。一つ目は、令和8年度から土浦幼稚園において乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度を実施するに伴いまして、その利用料等を定めるための一部改正でございます。二つ目は、土浦幼稚園で実施している一時預かり事業につきまして、県内他市町村や市内民間保育園等及び誰でも通園制度とのバランスに鑑みた利用料の見直しに伴いまして、料金改定に係る一部改正を行うものでございます。2の主な改正の内容でございます。1 乳児等通園支援事業につきましては、13条において利用対象者及び利用料等の規定を追加しております。なお、利用対象者は保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満児、利用料は国で示す1時間当たり300円とするものでございます。2 としまして一時預かり利用料につきましては、12条において日額1,600円以内を日額2,400円以内とするものでございます。これによりまして、一時預かり利用料につきましても1時間当たりが300円となりまして、両事業の不均衡が解消されるものと思います。以上が主な改正内容でございます。3の施行日につきましては、乳児等通園支援事業については令和8年4月1日から、一時預かり事業の料金改定につきましては令和8年10月1日から施行するものでございます。最後に、4に新旧対照表、5に改正案文を3ページ以降に掲載しておりますので、後ほど御確認くださいますようお願いいたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市立保育所条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料3をお願いいたします。土浦市立保育所条例の一部改正案について、御説明をいたします。はじめに、1の改正の理由でございますが、認定こども園条例の一時預かり事業の利用料の見直しと同様に、公立保育所で実施している一時預かり事業の利用料の見直しに伴い、料金改定に係る一部改正を行うものでございます。2の主な改正の内容でございます。一時預かり利用料につきましては、4の新旧対照表にございますとおり、11条において日額1,600円以内を日額2,400円以内とするものでございます。3の施行日につきましては、令和8年10月1日から施行する予定でございます。5の添付資料といたしまして、2ページに改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市乳児等を通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料4をお願いいたします。土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正案について、御説明いたします。1の改正の理由でございますが、本条例につきましては9月議会において制定をさせていただいておりますが、この度、国が定める乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正がありましたことから、本市条例についても所要の改正を行うものでございます。2の主な改正の内容でございますが、特例保育、こちらは交通条件や自然的等諸条件に恵まれない山間地や離島などで実施されているへき地保育を意味しておりますが、この特例保育を行う事業者が乳児等通園支援事業を実施する場合、施設及び職員に関する基準の適用外とする特例の追加となっております。なお、土浦市におきましては、この条文に該当する施設はございませんが、国の改正に伴う追加をするものでございます。そのほか国の改正同様に文言の整理を行っております。3の施行日は令和8年4月1日から施行する予定でございます。4番に新旧対照表を、5番に添付資料としまして4ページに改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市こどもランド条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 つづきまして、資料5をお願いいたします。土浦市こどもランド条例の一部改正案について、御説明をいたします。はじめに、1の改正の理由でござい

ますが、こどもランドの適切な維持管理を図るため、令和8年10月から市外に居住する小学生以下の児童を対象に使用料を有料化するための所要の改正を行うものでございます。2の主な改正の内容でございます。こどもランドに係る施設利用料でございますが、市内居住者につきましては従来どおり無料とし、市外に居住する小学生以下の児童につきましては児童1人につき1回300円を徴収するものでございます。なお、1回の利用時間は2時間を上限といたします。そのほか文言の整理等を行っております。3番の施行日につきましては令和8年10月1日から施行する予定でございます。なお、文言の整理関係につきましては、公布の日からとなります。詳細につきましては、4に新旧対照表を、5に添付資料としまして3ページに改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料は6をお願いいたします。土浦市放課後児童クラブ条例の一部改正案について、御説明をいたします。はじめに、1の改正の理由でございますが、本市児童クラブの入所に係る育成料につきまして、本市の財政状況、県内他市町村の状況及び昨今の茨城県最低賃金等の上昇に伴う運営経費の状況を総合的に勘案した結果、国が示す運営費負担の考え方である保護者負担2分の1、公費負担2分の1を踏まえまして持続可能な放課後児童クラブの運営及び提供するサービスの質の維持向上を図るため、令和9年4月1日から育成料の月額を増額することに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。2の改正の内容でございます。令和9年度からの育成料につきましては、8月以外の月額につきまして3,000円を5,000円に、8月分の月額について5,000円を8,000円に改定するものでございます。なお、この改正によりまして、上段の参考の表にございますとおり、令和7年度現在の運営費に対する保護者負担割合は17.8%となっておりますが、令和9年度見込みにおいては30.7%となる試算でございます。3の施行日につきましては、十分な周知期間と事業の性質上、年度当初からの変更とするため、令和9年4月1日から施行する予定でございます。4に新旧対照表を、5に添付資料としまして2ページ目に改正案文を掲載しておりますので、後ほど御確認くださいようお願いいたします。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○勝田委員 この負担割合に関して、行政側と利用者側の割合が国の指針は半分半分ですということを踏まえてというふうなお考えがあると思いますが、国が現在負担している18.2%、あるいは令和9年の19.1%というのは行政が半分であるという考え方の下での割合なんですか。申し上げたいのは、国と県と市を足して5割になるような考えの下、国は18.2とか19.1なのですか。

○塚本保育課長 基本的には2分の1、公費2分の1という考え方なのですが、補助基準額というのがございまして、こちらでいいますと、育成料がその基準よりも上回っているために、令和9年度で見るとマックスで19.1%というかたちになりまして、それを超えた部分に関しては市の方が余計に負担してしまうというふうな現状になっております。

○勝田委員 市としては改正になると、おおむね17.8%の保護者負担から30.7%になるであろうという見込みの下でだと思うのですが、これは市としても全体の5割に段階的に持っていくというお考えなのですか。

○塚本保育課長 この放課後児童クラブを制定した当時は確かに公費が2分の1、保護者負担2分の1で、3,000円と5,000円を想定したものでございます。当時は2分の1という保護者負担というかたちにはなっていたのですが、現在の上昇を見ると、ここで示すようなパーセントになってきます。実際にこれを2分の1という負担でいくと想定をしたのですが、そういった場合には、保護者負担の8月が1万3,000円、8月以外が8,500円となった場合において、ようやく令和7年度の予算額に対して2分の1、2分の1になるような状況です。仮にこうした場合には、2.6%の上昇というかたちになってしまいますので、そこまではなかなか保護者負担をいただくのは難しいという状況で、今回は1.7ぐらいの場合で想定しておりますが、本来ですと相場的に見直しを行って段階的にやっていけば、ここまでの負担にはならなかったものと思っています。ただ、今回の委託が9年度までというかたちになっていきますので、10年度以降の再委託の際は人件費のほうもさらに上昇が見込まれて全体の運営費のほうが上がっていると思いますので、その際にはまた検討する余地はあるものと思っておりますが、現在のところすぐにその値上げをするという想定ではございません。

○勝田委員 市のほうで配慮して改定幅をなるべく上がらないようにしていただいているというふうな考え方を理解をいたしました。ライフスタイルが大分変わってきていますので、放課後児童クラブの必要性ということに関しても、やはり時代時代でかなり考え方が変わってきていると思います。ベースの国の考え方というのもあると思いますが、今後も市の方はなるべく利用しやすいような配慮をお願いしたいと思います。

○福田委員 今回の勝田委員の関連です。私も思うんですけど、学童クラブに子供を預けている状況です。これはなかなか大変な状況があって、働かざるを得ないという状況も一方ではあるわけですよ。それで、これ例えば今度上がりますと、1人月額5,000円です。2人預けていると1万円です。年間にとするとこれはまた大変な金額になるわけです。国と県からくる助成金の見通しなどはまだ全然わからないのかどうかということと、本当に値上げに当たっては十分配慮してやってほしいなと思います。

○塚本保育課長 今回のところ国のほうの見通しで補助率が増額するといったような情報はございません。年々その基準額というのは毎年変わっている状況ではございますけども、負担の割合が変わることにはなっていないのが現状でございます。また、減免なんですけれども、お二人目のお子さんに関しては2分の1というかたちになりますので、同一で預けている場合には2分の1の減免になります。併せて準要保護の世帯に関しては、減免制度を用いておりますので、就学援助の該当者に関しては児童クラブの使用料の減免をしているというような現状でございます。

○田中委員長 ありがとうございます。ほかに。何かございませんか。

(「なし」という声あり)

○田中委員長 つぎに、土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料7をお願いいたします。土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、御説明をいたします。先ほど吉田委員のほうからもありましたとおり、改めて本条例の制度であります、こども誰でも通園制度の概要等について初めに説明をさせていただきたいと思います。(1)の制度概要でございますが、令和5年12月に閣議決定されましたこども未来戦略の加速化プランにおいて、乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度が創設されました。この制度は令和7年度に法律上制度化されまして、令和8年度から全国の自治体で実施される給付制度となります。本市におきましても、新年度4月から認定こども園土浦幼稚園で実施することとしております。実施内容でございますが、(2)の①対象者は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満児となります。②利用時間は、乳幼児1人につきまして月10時間を上限に利用可能額の中で就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できます。③利用料金につきましては、国においては300円程度としておりまして、本市では先の認定こども園条例の一部改正にございましたとおり、1時間300円としております。④事業実施事業所につきましては、事業開始となります令和8年度は土浦幼稚園で実施することとしております。(3)事業実施スケジュールにつきましては記載のとおりとなっております、保護者の利用開始の

流れでございますが、1 ページ目の右下、点線で囲んである部分になります。4 月 1 日から利用登録が開始されまして、まず利用者は周知用チラシ等の記載の L o G o フォーム、こちらはこちら資料が多くなっておりますが、後ろから 2 ページ目に周知用のチラシを添付させていただいております、こちらのロゴフォーム等から必要な情報を入力していただきます。その情報から乳幼児が保育所等に通所していないお子様かどうかを含めた確認を行いまして、市による認定を行った後、利用者宛に認定通知書の発送をいたします。市では利用登録の内容を国のこども誰でも通園制度総合支援システムに入力いたします。その支援システムの概要が一番最後のページ、概要の図を出させていただいておりますが、その後面談予約をいたしまして、4 月 2 0 日から随時土浦幼稚園で親子面談を行ってまいります。園ではお子様の特性やおうちでの様子など、保育に必要な内容の聞き取り等を親子にて面談を行います。面談終了後、利用者はスマホ等から国の支援システムにアクセスしまして、施設の空き情報の検索や予約を行います。お預かりの開始は 5 月 7 日からを予定しております。こちらが国のシステム等の概要も含めまして記載をさせていただいた内容でございます。以上が 4 月から開始となる本制度の流れとなっております。最初のページにお戻りいただきまして、2 ページ目をお願いいたします。2 ページが 2 番の条例の制定について、こちらから説明をさせていただきます。制度概要と重複いたしますけれども、本制度は令和 8 年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度としまして、全国の自治体で実施されることとなりました。本市においては、同事業の実施に伴いまして認可基準を定めるため、国の設備運営基準に従いまして土浦市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を先ほど一部改正をさせていただきましたけれども、令和 7 年 9 月に市議会定例会において制定をいたしました。さらに、事業者が国の給付を受けるためには、国が定める基準を踏まえまして、事業の運営に関する基準を市町村が条例で制定する必要があります。この度、国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本市におきましても同基準を踏まえまして土浦市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定するものでございます。3 の制定の内容につきましては、第 1 条の趣旨から次のページ、第 3 4 条の電磁的記録等まで記載の内容を定めるものでございます。4 番の本条例の施行日は令和 8 年 4 月 1 日から施行する予定でございます。5 番の添付書類といたしまして、制定案文を 4 ページから 1 4 ページに、制定内容説明書を 1 5 ページから 2 6 ページに掲載しております。後ほど御確認いただければと思います。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

○鈴木副委員長 条例の文面の解釈というか対応の質問になりますが、まず心配なのがこの29条の苦情解決と31条の事故発生時の防止及び発生時の対応で、条文自体はこれで良いと思うんです。これに基づいた対応マニュアル、細則みたいなものをある程度作っておかないと、要は年間を通して通園してくる利用者ではないので、比較的苦情が言いやすいようなケースも想定されると思うんですね。もう一方このまさに利用時間10時間の限られた中での事故発生というのがあったら、なおさら問題化する可能性がある。これが民間事業者がやるのではなくて、市のほうがやるわけですよ。今回。ここの部分の対応窓口と対応に当たる職員、その辺を含めて綿密に打合せをしてスタートをしないと、ここに当たる職員が一番大変な思いをすることは思うんですけれども、その人たちだけではなくて幅広い支援体制をもって29条、31条の部分での支援体制を作ってからスタートしていただきたいと思います。

○塚本保育課長 現時点においては民間も含めてなんですけれども、通常の特定教育保育施設に関して同様な条例が制定されております。国においては、通常保育所とか認定こども園を実施している保育所に当たってはイコール誰でも通園制度の条例と重なっている部分がありますので、施設及び運営のほうはクリアしているものと思います。しかし、実際に鈴木副委員長からありましたとおり、短時間でのお預かりとなりますので、事前に保護者等からのヒアリングなどをきちんとやる上で実施していきたいと考えております。現時点での保育所のほうの運営体制につきましては、一時保育と合同での実施も含めて考えておりまして、実際の配置のほうは最低でも3名以上の配置を想定しております。正職1名に対して会計年度任用職員2名以上での配置を今想定して予算化をしておりますので、それに対して安全に保育できるようなかたちで体制を整えていきたいと思います。

○矢口委員 運営面について少し伺います。塚本課長から御説明がありました。3名増員ですよ。このための。そもそも利用者としてはまず登録をする。登録をした利用者が空いてるところを見つけて、そこに申込をするというような流れだと思うんです。元々今の認定こども園の状況、要するにこういった人たちを受けただけの物理的な余裕とか、今3人というお話ありましたけど、そこら辺の状況を全般的に教えてください。

○塚本保育課長 保育士の配置状況ということでよろしかったかなと思いますけれども、現時点ではもちろん通常保育の保育士数プラス加配などというかたちで十分な保育士数は確保しているものと思っております。そのほかに新制度が始まるに当たりまして、こういった予約システムの管理をする者等も踏まえて配置する必要がありますことから、正職1名、会計年度任用職員を1名さらに配置する予定で、プラス一時保

育の保育士が今おりますので、合わせて3名体制でお預かりする予定で考えております。しかし、極端に外に出たことがないお子さんを今回預かることが想定ですので、鹿嶋市のほうの状況を見させていただいたとおり、まず保護者と離れるということに慣れてないお子さんでいらっしゃると思いますので、そこは無理のない程度に、最初の慣れるまでは1対1でお預かりする予定や、ある程度絞ったかたちで預かることが一番子供にとって良いのかなということで、園のほうとも打合せをしている状況ですので、子供が慣れていけば、預かりで3名、4名ということも可能かとは思いますが、来るお子さんが大体歩き出しから1歳児が多いという他市町村の状況から考えますと、やはり1日の1時間当たり預かるお子さんにはある程度限度があると思いますので、そういったお子さんの状況もその都度考慮しながら対応していく必要があると思っています。

○矢口委員 あと、物理的な部分も御説明いただければと思います。

○塚本保育課長 資料7のお部屋が現在土浦幼稚園の一時預かりで使用している保育室になります。ここは今遊んでいるお子さんたち、大体2歳児程度が一番多い部屋なんですけれども、このほかにベッドですとかそういったことを想定しておりますので、ここで通常の保育しているお子さんとは別に預かる予定で考えております。

○矢口委員 質問はここまでなのですが、この事業がある程度軌道に乗った時点では是非我々も、国で一斉に始まった事業なので理解しておく必要があると思うので、見学とか現場の方のお話を伺うような機会を設けてはどうでしょうか。

○田中委員長 その際はよろしくお願いします。何か御質問等ある方いらっしゃいますか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 つぎに、放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算案について、執行部より説明願います。

○塚本保育課長 資料は8をお願いいたします。放課後児童クラブ・放課後子供教室推進事業の補正予算案について御説明をいたします。はじめに、1番補正の理由でございます。本件は、令和7年度から令和9年度までを契約期間とする放課後児童クラブ運營業務委託につきまして、契約締結後に一部小学校における運営形態の変更が生じたことに伴い、必要な人員配置等の見直しを行ったため、委託料の増額補正をお願いするものでございます。具体的には、NPO法人スポーツ健康支援センターを運営事業者としております菅谷小学校及び上大津東小学校放課後児童クラブにつきまして、市の指示によりまして児童クラブ職員の追加配置等の対応を実施いたしました。

これによりまして、当該対応に要する令和7年度分の経費につきまして契約額を増額し、変更契約を締結する必要があることから、放課後児童クラブ運営委託料の増額補正をお願いするものでございます。なお、変更契約の締結に当たっては、保育課で定めた見積額と運営事業者の見積額を比較した結果、運営事業者の見積額が下回ったため、当該見積額を採用し、増額補正を行うものでございます。つづきまして、2番補正の概要でございます。（1）対応内容でございますが、①菅谷小学校児童クラブについては、児童クラブ入所児童数の増加に伴いまして令和7年4月1日から1教室から2教室へ1教室分を追加いたしました。これに伴いまして児童クラブ職員を2名増員しております。②上大津東小学校児童クラブにつきましては、校舎別棟に設置している児童クラブ室の老朽化に伴いまして令和7年7月から校舎内の特別教室を使用して運営をしております。これに伴いまして保護者への引渡し対応の強化と教室使用の都度行う保育備品の搬入搬出対応が必要となったことから、児童クラブ職員を2名増員しております。また、職員間の連絡体制を強化するために、令和7年7月から携帯電話3台をリース導入しております。以上によりまして、（2）対応に要する経費、令和7年度分でございますが、人件費、児童クラブ職員4名分、603万2,000円、事務費、こちらは携帯電話3台のリース代と通話料となります。こちらは20万円、合計623万2,000円でございます。3番補正予算額でございますが、3款民生費、第2項児童福祉費、第13目放課後児童費、12節委託料で、今回補正額としまして626万2,000円を計上させていただき、補正後予算は小学校15校全体で3億5,933万円9,000円になります。

○田中委員長 何か御質問等ございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 以上で提出された資料の説明は終了いたしました。その他何か執行部からありますか。

○細野こども政策課長 2月の臨時会に伴いまして2月4日に開催されました事前の文教厚生委員会におきまして福田議員から御質問を受けましたので、御回答をしたいと思います。御質問の内容は、DVを受けた方で離婚を正式にしている人は何人か把握しているのかという内容でございました。DVを直接の原因とする離婚件数の資料はございませんが、当市におきまして、ひとり親が受給対象となる児童扶養手当におきまして、ひとり親になった理由、離別、死別、離婚こういった理由の統計を取っております。この理由の1つに遺棄というものがございます。遺棄というのは1年以上別居し、生計費の負担、衣食住などの面倒を見ていないということで、監護義務を完全に放棄している状態を指しております。この遺棄も精神的な暴力や経済的な圧力

としてDVの形態の1つと捉えられております。遺棄の場合に、配偶者が行方不明であったり、DVにより離婚協議が進まないなどの理由で離婚に至っていない場合があります。議員の御質問に対する回答とは違ってしまいますが、この遺棄の人数で答えさせていただきたいと思っております。令和7年の4月1日現在、遺棄が理由で児童扶養手当を受給している方は9名、また、今年2月1日現在では遺棄の認定者は5名となっております。また、児童手当の受給に関しまして、配偶者からの暴力によりまして他県から本市に転居し、児童手当を受給するためにDVの認定を受けている方、こちらは2名となっております。

○田中委員長 そのほか執行部からは何かございませんか。

（「ございません」という声あり）

○田中委員長 委員の皆様から執行部に何かございませんか。

（「なし」という声あり）

○田中委員長 なければ、以上で文教厚生委員会を閉会いたします。